令和8年度（2026年）

那覇市一般小口資金融資（緊急枠）のご案内

中東情勢の緊迫化に伴い物価高騰等の影響を受けている事業者の皆様へ

1　融資内容

融資対象	中東情勢の緊迫化に伴い物価高騰等の影響を受けており、次の１、２ いずれかに該当し、一般小口資金融資の申込み要件に該当する事業者。 １．最近３か月間の売上高等が前年の同じ時期に比べ５％以上減少している ２．最近１か月間の売上総利益が前年の同じ時期に比べ５％以上減少している
資金使途	運転資金
融資限度額	1,000万円
融資期間	5年間（据置無し）
融資利率	年2.2%（固定金利）※2.2%のうち1%の利子補給を融資実行から**1年間のみ**那覇市が負担します。
保証料率	**0.00%** ※本来、事業者が負担する**信用保証料（0.45%～1.90%）**を那覇市が全額負担します。 ※事業者選択型経営者保証非提供制度（横断型）を申し込むことにより上乗せとなる信用保証料は、事業者負担となります。
申込先	那覇市　商工農水課　窓口

取扱金融機関は、「琉球銀行」「沖縄銀行」「沖縄海邦銀行」「コザ信用金庫」の沖縄県内の本・支店です。ただし、一部店舗においては金融機関の規定により申込ができない場合がありますので、詳細に関しては申込希望の金融機関へお問い合わせください。また、申込から融資の実行までに平均2か月程かかりますので計画的にお申し込みください。

【注意点】

①特別小口資金と併用することはできません。

②年度途中で貸付金利が改定されることがあります。

③令和8（2026）年度の受付は令和9（2027）年3月31日ですが、融資枠に達し次第、締め切ります。

2　融資の手順

申　　請
　那覇市商工農水課ホームページを確認し、申請書をダウンロード後、必要事項を記入のうえ申請ください。※融資実行後、四半期に一度、利子補給を行いますので、利子補給の申請をお願いします（1年間のみ）。

↓

認定通知書発行
　申請後、認定通知書を発行いたします。認定申請から認定決定までの期間は、本市の開庁日で概ね3～5営業日（土曜日・日曜日、祝日を除く）です。※ただし、申請件数の状況により多少変動があります。

↓

融　資　依　頼
　事業主の方は認定通知書及び必要書類（一般小口融資に同じ）が揃っていることを確認し、取扱金融機関に融資を依頼します。

↓

銀 行 の 調 査
　金融機関による調査が行われます。

↓

保 証 協 会 調 査
　沖縄県信用保証協会の調査の結果、適当と認めたときは保証協会から金融機関へ保証承諾書が送られます。

↓

貸 付 契 約 締 結
　資金の貸付が決定すると貸付証書が作成され、金融機関から融資が実行されます。

↓

貸 付 金 の 返 済
　金融機関に貸付金を返済してください。※返済開始後、四半期に一度、利子補給の申請が可能となります。

お問い合わせ及びお申込先	那覇市 商工農水課（6階） 電話 **９５１－３２１２**
	取扱金融機関（琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫）